

## 吉野町吉野山地区のまちづくりに関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び吉野町（以下「乙」という。）は、吉野町吉野山地区（以下「当該地区」という。）のまちづくりに係る取組に関して、以下のとおり基本的な連携と協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「奈良県と吉野町とのまちづくりに関する包括協定書」第3条第1号に定める当該地区のまちづくりを、甲及び乙が連携・協力して取組むことで、当該地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的とする。

### （地区の位置及び区域）

第2条 この協定の対象とする当該地区の位置及び区域は、別紙1のとおりとする。ただし、別紙1に掲げる当該地区の区域にあっては、必要に応じ、第5条の規定により甲及び乙が策定するまちづくり基本計画により、変更することができるものとする。

2 前項ただし書の規定による変更をした場合にあっては、当該変更した区域をもってこの協定の別紙1に掲げる区域を変更したものとみなす。

### （まちづくりの目標）

第3条 当該地区のまちづくりは、「信仰のまち吉野山、桜と歴史と世界遺産とともに歩み育む」を目指すものとする。

### （まちづくりの方針）

第4条 甲及び乙は、前条に規定するまちづくりの目標を実現するため、次の各号に掲げる方針に基づいた検討及び取組を行うこととし、その内容は「まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）として別紙2のとおりとする。

- （1）国内外から親しまれ日本の四季を感じる吉野山
- （2）暮らす人も訪れる人も安全で快適に移動できる吉野山
- （3）古き良き伝統を未来につなぎ誇りを持ち快適に暮らせる吉野山

### （役割分担）

第5条 甲及び乙は、相互に協力し、前条に規定する基本構想の実現に向けて取組むこととし、事業内容、事業主体等をその内容とする「まちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。この場合において、基本計画のとりまとめは、乙が担うものとする。

(予算の確保等)

第6条 甲及び乙は、前条に規定する役割分担に基づく取組その他当該地区のまちづくりに資する国庫補助金その他の資金の獲得に向け、各種計画等の作成に協力して取組むものとする。

2 甲は、乙のまちづくりに資する取組について、予算の範囲内で必要な財政的及び技術的な支援を行うものとする。

(協定の変更)

第7条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(その他)

第9条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 7月 8日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県  
知 事 荒井 正吾

乙 奈良県吉野郡吉野町上市80番地の1  
吉野町  
町 長 北岡 篤